

り「あねん(來年)

ニ「すい」ついで等の「しい」

「ちい等に轉訛する例、

し「いくわ(西瓜)

し「いもん(吸物)

ち「いて(就いて)

に「いて(抜いて)

み「いて(剃)

か「みい(髪結)

い「ちり(一類)

ホ「おう」こう等の「うう」

「くう等に轉訛する例、

ライネン。

スイクリ。

スヒモノ。

ツイテ。

ヌイテ。

ムイテ。

カミユヒ。

イナルキ。

うーうかぜ(大風)
 うーうあらし(大嵐)
 くーうぢ(小路)。くーうや(紺屋)
 りくーう(利口)
 ずーうしい(雑炊)
 ふーうづき(酸漿)
 しんぶう(辛抱)
 いっしゆーう(一升)
 いつびゆーう(一俵)
 るーう(牢)。わるーう(笑ふ)

オホアラシ。
 オホカゼ。
 コーウヂ。ユーウヤ。
 リコーウ。
 ゴーウスキ。
 ホホヅキ。
 シンバウ。
 イッシヨウウ。
 イツピヨウウ。
 ローウ。 ソラーフ。

(第四) 學校にて執るべき方法の一。

(イ)國語讀本、其の他、教科書中に、一旦顯れたる普通語は、再忘却せしめざるやうに、注意すべし。

(ロ)普通語の、方言に譯せざれば、兒童に會得し難きものは、初め、已むを得ず方言に譯して、授くべしといへども、既に會得したる後は、普通語の方を使用せしむべし。若し然らずして、方言に譯したるまま、棄て置く時は、兒童は、何れが正しき語なるかを、知らずして、尙、方言を使用すべければなり。

(ハ)兒童の自作したる文稿を、次の時間に於て、返戻する時は、衆兒童の文稿中にあらはれたる方言を一括して、他の作文上の諸注意を與ふると共に、方言に關する注意

をも、十分になすべし。

(三)問答法によりて、綴り方教授をなす時、其の他の方法による時も、或は、話し方教授をなす時等は、児童の思想發表を妨げざる限りに於て、便宜方言の矯正をなすべし、

但し初年級の児童には、斟酌するを要す。

(ホ)雨天にて、體操を課すること能はざるとき、若くは晝食後、遽しく行厨を喫し、若くは喫飯後、急劇に疾走するは、衛生上、有害なれば、之を防ぐため、食後十分乃至十五分間位は、教場に留め置き、教師児童と、互に面白き談話等をなして、娛しむを可とす、既に附屬小學校等にては、實行せり、等の時間に於て、方言改良の方針を以て、面白く談話及び問答等をなすべし。

(一)一旦改めたる方言は、遺忘せざる爲、表に作り、便宜の
法を用ひて、常に、兒童の目に獨れしむるやうにすべし。

佐賀縣方言辭典附卷終

明治三十五年六月五日印刷
明治三十五年六月十五日發行

定價 金參拾五錢

編纂者 佐賀縣教育會

代表者 栗林熊太郎

發行者 佐賀市白山町三十四番地
河內壯助

印刷者 前田菊松

發賣所 佐賀市白山町三十四番地
河內汲古堂

著作
權
所有

佐賀縣方言語彙 全壹册

佐賀縣教育會發行

本會方言の文化性質用法等ヲ
整理シテ方言語彙トシテ
普通語及方言語ノ
區別ヲ示シテ
其ノ方言語彙
ノ整理ヲ行フ
事ヲ期ス
明治三十五年六月一日

明治三十五年六月五日印刷
明治三十五年六月十五日發行

定價 金參拾五錢

編纂者

佐賀縣教育會

代表者

栗林熊太郎

發行者

河內壯助

所有權

印刷者

前田菊松

發賣所

河內汲古堂

佐賀縣佐賀郡中川郡村大字藤原百二番地

佐賀市白山町三十四番地

大阪市南區藏谷東之町百七十五番屋敷
周振谷資會社支店

佐賀市白山町三十四番地

◎廣告

佐賀縣中學校教諭清水平一郎著

佐賀縣方言語典

全壹册


佐賀縣教育會發行


本書ハ方言ノ轉化性質用法等ヲ一々詳説シタルモノナレ
バ容易ニ方言ヲ改メテ普通語及文章語トナス規則ヲ知ル
ベキモノナリサレバ方言矯正上ニ於テハ本書ハ方言辭典
ト共ニ其一日モ欠クベカラザルモノナリ冀クハ斯道ニ志
アル諸士ハ續々購讀セラレンコトヲ

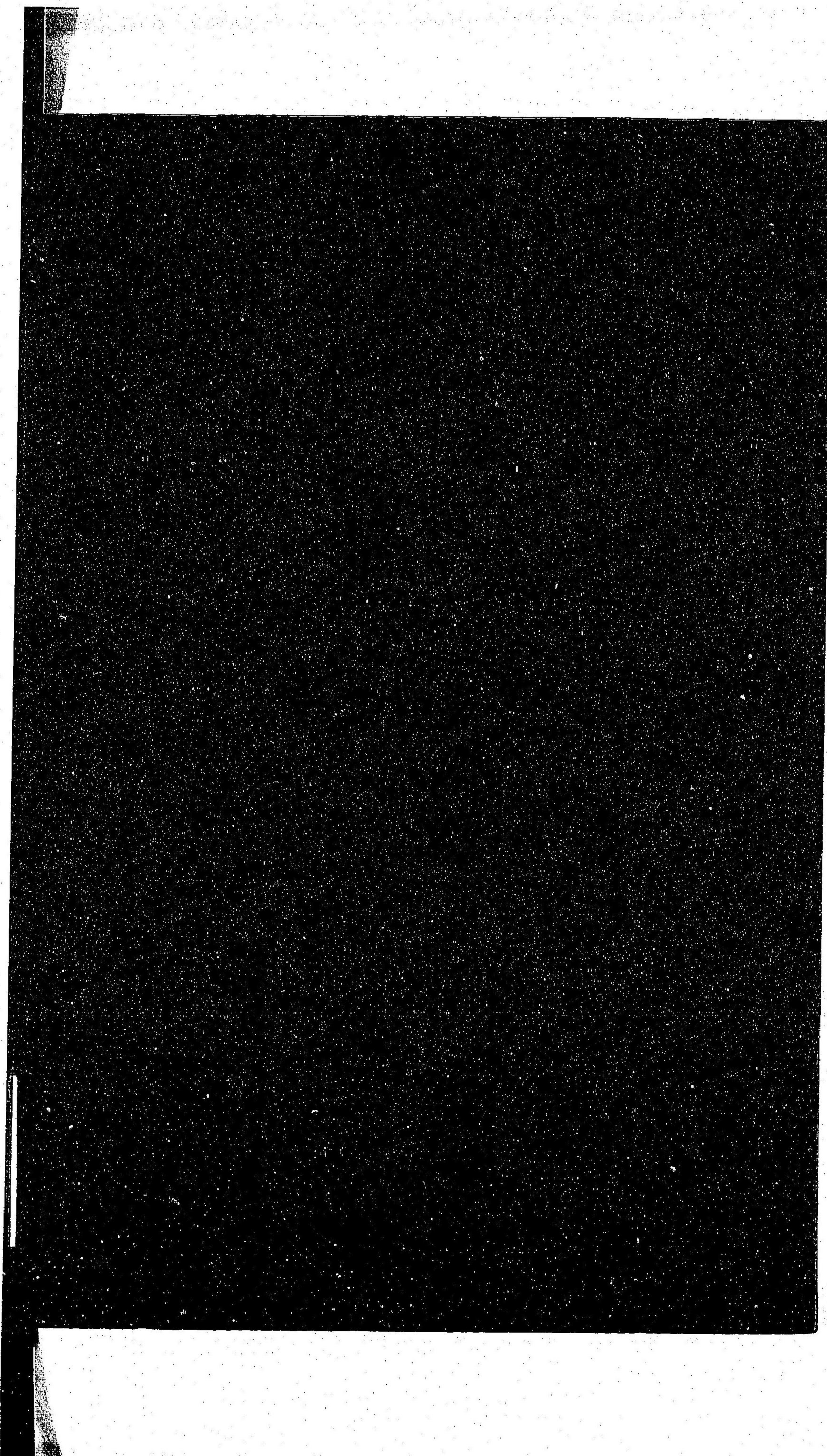
明治三十五年六月一日

佐賀縣教育會

Handwritten text, possibly a signature or initials, located in the upper right corner of the dark rectangular area.







818.92

Sa 155s

081973-000-3

818.92-Sa155s

佐賀県方言辞典

佐賀県教育会／編

M35

DAC-6977



